

1863年公布二勅令にみる19世紀中葉 エジプト農民の土地喪失過程

加 藤 博

解 説

筆者は、これまでの法令に依拠した近代エジプト土地制度史研究のなかで、19世紀中葉、とりわけサイドの治世（1854—63年）における一連の土地立法によって、一般農民保有地（ハラージュ地）に対して私的土地所有観念が導入されたことを指摘し、同時に、こうして実現された「私的土地所有権の確立」の多面的性格について、大略、以下の三点を指摘した⁽¹⁾。

第一は、「私的土地所有権の確立」を実現したとされる当時の土地立法は、それまでのエジプト土地法体系のなかで知られていなかった新たな権利を付与する措置というよりは、それまでの慣行に基づく農民の土地保有・処分行為を法的に追認し、成文化するだけの法形式上の操作にすぎなかった、ということである。

第二は、それにも拘らず、これら土地立法は、それまでの伝統的イスラム土地法体系にかわる近代法的土地法体系への道を開くことによって、エジプト土地法制史において明確な一時期を画した、ということである。つまり、これら土地立法は、いたずらにイスラム的土地国有観念が強調されるのみで、土地保有関係の細部規定は慣行に委ねられるままであり、それ故、農民と土地との法的権利関係が不明瞭であったそれまでのエジプト土地法体系において、多くの制約はありながらも、まがりなりにも農民の土地との関係を一元的支配関係として成文化したのである。

そして、第三は、以上の法制史的展開とは別に、19世紀中葉における一連の土地立法は、ムハンマド・アリー（在位、1805—48年）の土地国有制度の破綻、具体的には、身分拘束的諸立法に基づく農民土地繫縛政策の放棄、を法的に根拠づける手続きにほかならず、その結果、その現実への適用によって、多くの農民が合法的に土地を剥奪されることになった、ということである。

ところで、以上三点の指摘のうち、第一・第二の指摘については、筆者は、これまでの研

(1) とりわけ、以下の拙稿を参照のこと。「エジプトにおける私的土地所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第91冊、昭和57年。

究において、未だ解明を要する諸点があるとはいえ、ある程度まで明確に論証しえたつもりである。というも、この二点に関する限り、法令に依拠した分析のみでも、その論証は十分に可能であるからである。問題が残るのは、第三の指摘に関してである。

実際、筆者は、これまで、この点に関して、いわゆる「私的土地所有権の確立」によって農民の土地喪失過程が促進されたであろうことを、繰り返し指摘してきた。しかし、この指摘は、つきつめるところ、一方では、土地立法にみられる諸規定の詳細な分析結果、他方では、大土地所有形成に象徴されるその後のエジプト土地保有の展開、以上二者をつき合わせたうえで、一つの可能性の指摘の域を出るものではなかった。つまり、「私的土地所有権の確立」とともなう農民の土地喪失過程を実証するためには、第一に、19世紀中葉の土地立法は実際に適用されたのか否か、そして、第二に、もし実際に適用されたとすれば、農民の土地喪失規模はどの程度であったのか、を確定する作業が必要である。しかるに、筆者にとって、こうした作業を行うことは、史料的制約から、これまでのところ不可能であったし、また、現在においても不可能である。ここに、本稿において、筆者の当面の目的にかなう内容をもつ二つの勅令を紹介し、その翻訳を試みるのも、以上の欠陥を少しでも補い、筆者の近代エジプト土地制度史研究における論理と実証の空白を埋めようとするからにほかならない⁽²⁾。

さて、ここで紹介する二つの勅令とは、イスマイル（在位、1863 - 79年）のエジプト総督^{ベシヤ}就任直後、前代の土地政策の結果生じた事態を整理する目的から公布された、以下の二勅令である。〔I〕「1279年シャッワール月9日（1863年3月30日）付、勅令第26号」。

〔II〕「1279年シャッワール月12日（1863年4月2日）付、勅令第30号」。

前者は、逃亡兵家族・親族に対する、兵役逃亡の連累罰則としての土地を含めた財産の没収を、後者は、土地立法にみられる離村者規定の適用に帰因する農民の土地喪失を扱っている。このように、この二つの勅令は、ともにサイド時代の土地関係法令を踏まえて公布され、その内容から、一連の土地立法の適用に帰因する農民の土地喪失過程の一端を確認することができる。もっとも、この点についても留保が必要である。なぜならば、当該二勅令の末尾に付記された実態報告書要約から判断する限り、農民の土地喪失規模はたいしたことがないからである。一体、この報告書に示されている数字は当時の農民の土地喪失規模を正しく反映しているのか否か。この点を確認することは、現在の筆者にはできない。ただ、当該報告書の数字は、当時展開されていた事態の氷山の一角を示すものでしかない、と推測している。

ともかく、この二つの勅令の内容は、それがほぼ同時に公布されたこと、また、その規定に一部重複がみられること、からも分かるように、重要な関連性をもっており、さらに、こ

(2) 19世紀中葉における土地集積過程については、以下の二文献が近年における傑出した研究成果である。

G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800 - 1960*, Oxford Univ. Press, 1962. ⁶Alī Barakāt, *tatawwur al-milkiya al-zirā'īya fī misr 1813 - 1914 wa athar-hu 'alā al-ḥaraka al-siyāsīya*, Cairo, 1977. そこで、土地集積の契機ごとの、また、土地集積者の階層ごとの数量的把握の試みがなされている。しかし、この二文献が対象としているのは、ほとんど特権地アブアーディーヤ地における、そして、授与・徴税請負を契機とした大規模な土地集積であって、一般農民保有地（ハラージュ地）における個別的な土地集積ではない。

の関連性は、サイド治世における土地立法によって確立されたとされる「私的土地所有権」と深い係りがある。そのため、以下、この二つの勅令の関連性と、その「私的土地所有権の確立」との係り、以上二点について簡単な解説を加えることによって、なぜ筆者が本稿において、冒頭で指摘した第三点の主張を裏付けるためにこの二つの勅令を紹介するか、の理由を敷衍してみたい。

筆者は、先に一般農民保有地（ハラージュ地）における私的土地所有観念の導入を論じた際、この導入過程が、離村者（mutasahhib）の放置地に対する取得時効規定の設定過程と一対となって進行したことを指摘した。この論点を要約すれば、以下の如くになる⁽³⁾。

19世紀中葉に公布された一連の土地関係法令において、離村者問題が大きなテーマの一つとなっている。ここで離村者とは、文字通り実際に村落から逃亡し、土地を放置した者にとどまらず、村落内に引き続き居住していても、何らかの理由によって、自分の土地を他人の管理下に委ねざるをえなかった者をも意味している。つまり、当時の離村者規定に反映しているのは、ムハンマド・アリーの土地国有制度破綻に帰因する土地保有の混乱であった。実際、ムハンマド・アリー治世後期にあっては、国家は依然として農民土地繫縛政策に固執し、土地の特定農民への帰属・登録を表明し続けていたにも拘らず、現実には、こうした一方的帰属・登録の表明とは無関係な土地占有が進行していた。つまるところ、当時、権利上の土地保有と事実上の土地保有との乖離が広範にみられたのである。

さて、19世紀中葉における一連の土地立法は、こうした土地保有の混乱を整理することを目的として公布されたが、この目的は、具体的には、ムハンマド・アリー時代における農民土地繫縛政策の放棄という形でなされた。そして、そのために導入された法手続きこそ、離村者の放置地に対する取得時効規定の設定であった。つまり、1846年の第一土地法公布時点においては、未だ現実の土地保有事情とは無関係に、登録土地保有者の土地に対する法的権利の確認がみられたのに対して、1854年の第二土地法において15年の、次いで1858年のサイド法において5年の、さらに1865年12月14日付勅令によって3年の、取得時効期間が設定され、それぞれの期間を越えて土地を放置した農民は、土地再取得の権利を奪われ、土地は現実の土地占有者の保有下に入るとされたのである。こうして、農民土地繫縛政策のもとでは、権利上の土地保有と事実上の土地保有をつなぐものは、国家による一方的な土地保有権の移転の承認でしかなかったが、この取得時効規定を介して、国家権力とは一応独立した形での、事実上の土地保有から権利上の土地保有への移行の道が開かれた。ここに、国家への具体的諸義務から解放された、抽象的土地保有権が姿を現わしたのである。

ところで、こうした取得時効規定が現実に適用された場合、当時の土地保有事情にどのような影響を与えたのであろうか。この点に関して重要なのは、この規定が、当時の土地保有の混乱を status quo として前提している、という点である。そして、この土地保有混乱の

(3) とりわけ、前掲拙稿、第3章・第2節を参照のこと。

性格を考慮するならば、この規定の適用の結果は、おのずと明らかである。つまり、この規定の適用の結果、取得時効期間を越えて土地を放置していた農民は土地を奪われ、彼らの土地は、不法・合法的手段でそれを占有していた者の保有下に置かれたのであった。そして、この規定の対象となっている離村者とは、ムハンマド・アリー土地国有制度下において、何らかの理由で土地経営を放棄せざるをえなかった登録農民であった。確かに、彼らは、国家の政策的観点からみた場合、経済外的強制によって土地に繫縛された農民にすぎず、また、当時のエジプト土地法体系のもとにあっては、彼らの土地に対する関係は、一元的支配関係として成文化されてはいなかった。しかしながら、ムハンマド・アリー土地国有政策も、ドラスティックな土地再分配をとまわず、当時の現実の土地保有を追認する形で実施されたであろうと考えられること、また、種々の身分拘束的諸立法にも拘らず現実には土地処分行為がみられた事実が如実に示すように、ムハンマド・アリー土地国有制度下にあっても、農民の土地保有の究極的な法的根拠は従来からの慣行であったと思われること、以上の二点を考え合わせると、取得時効規定導入過程とは、離村者に仮託された登録農民から彼の法的土地保有者としての資格を剥奪していく過程であったことが理解できる⁽⁴⁾。そして、彼らにかわって土地を保有した者は、以後、土地立法によって近代法的体裁をまとった「私的土地所有権」という法的保護を享受しえたのである。

それでは、土地保有の混乱をもたらし、それ故、土地立法のなかで主要テーマの一つとして扱われている離村者は、なぜ当時大量に発生したのであろうか。この設問に対して、我々は、これまでの研究蓄積から、明確な解答を引き出すことができる。つまり、それは、当時における重税、運河建設・鉄道敷設・徴兵のための農民徴発など、国家からの経済外的強制に帰因する農林家計の崩壊と農民の土地耕作忌避である⁽⁵⁾。こうした経済外的要因が、対外負債を残さず、国家レベルでは健全な財政状態を維持したとされるムハンマド・アリー治世下においても、多くの農林家計を崩壊させ、農村を疲弊させたことは、多くの研究者によって指摘されている。そして、ムハンマド・アリー治世以後にあっても、速度の緩急はあるにせよ、インフラストラクチャーの整備、徴兵制度の充実等々による近代国家建設は、エジプト国家の一貫した第一政策目標であり、こうした経済外的強制は、その性格に変化はみられるもの⁽⁶⁾、19世紀を通じてみられた。

こうして、土地耕作忌避が、エジプト農民にとって、国家の経済外的強制に対する最も安易で、最も有効な反抗手段である以上、離村者問題は、エジプト政府が従来の伝統的イスラム土地国有観念に固執した土地政策を実施しようとする限り、一つの不可避の問題として存在した。そして、この悪循環を断切り、国家の農民支配政策の転換、つまり、労働力管理に

(4) ムハンマド・アリー土地国有制度、とりわけその導入過程については、多くの解明を要する問題点が残っている。こうした問題点については、前掲拙稿、第3章・第1節を参照のこと。

(5) とりわけ、以下の文献を参照のこと。H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī in Egypt*, Harvard Univ. Press, 1961.

(6) 筆者は、以下の拙稿において、こうした経済外的強制の性格の変化について、灌漑事業のための農民徴発を取り挙げ、その簡単な分析を試みた。「19世紀中葉におけるエジプト灌漑行政」『一橋論叢』第88巻・第5号、昭和57年。

よる農民直接支配から、土地支配を媒介とした農民間接支配への転換の端緒となった立法措置こそ、19世紀中葉における一連の土地立法であった。従って、土地立法における離村者規定のなかから、「私的土地所有権」が姿を現わしたことは、しごく当然であった。

さて、以上の解説における論述を一言で要約すれば、以下の如くになろう。綿作モノカルチャーが本格的に展開される以前の19世紀エジプトにおいて、一般農民保有地（ハラージュ地）で進行した土地集積過程には、一方では、国家からの経済外的強制、他方では、「私的土地所有権の確立」を目的とした法制上の整備、以上二者の顕著な結びつきがみられた。そして、この結びつきを法規定のレベルで端的に示しているのが、19世紀中葉の土地立法にみられる離村者規定であった。

ところで、以下で紹介する二勅令のうち、前者の〔I〕「1279年シャッワール月9日付、勅令第26号」は、国家からの経済外的強制の一つであった徴兵のための農民徴発を扱っている。こうした成人男子の徴発が農林家計の崩壊を導き、農民の土地喪失の速因となったことは先に指摘したが、この勅令の内容はさらに、徴兵のための農民徴発が極端な形で農民の土地剥奪手段と化していた事実をも示している。すなわち、この勅令によれば、サイドによって公布された法令によって、兵役からの逃亡者が生じた場合、その罰則は彼の家族・親族にまで及び、彼らの土地を含む財産はすべて没収されているのである。また、後者の〔II〕「1279年シャッワール月12日付、勅令第30号」は、1858年のサイド法第7条にみられる離村者規定の適用による農民の土地喪失規模の実態調査を命じている。このように、この二つの勅令は、法制上の整備と経済外的強制の結びつきによる農民の土地喪失という筆者の主張を裏付ける格好な史料となっているのである。

なお、この二つの勅令は、サイド治世における上記二種類の法規定の行きすぎを修正する意図をもって公布され、前者については、逃亡兵にまつわる連累罰則を廃止し、後者については、土地を喪失した離村者に対する救済措置を講じている。しかし、このことによって、イスマイル治世下には、先に指摘したパターンに基づく農民の土地喪失過程の速度が弱まった、と判断してはならない。なぜならば、一方では、イスマイルの治世こそ、近代国家建設のための公共事業等が最も精力的に押し進められ、そのために多くの農民が徴発されたこと、他方では、サイドの治世において権利拡張はみられたものの、1891年に至るまで、一般農民保有地（ハラージュ地）は依然として国家所有地と規定され続けたこと⁽⁷⁾、以上二点を考慮するならば、法制上の整備と経済外的強制の結びつきによる農民の土地喪失というパターンに変化はない。このことは、1865年においても離村者問題が勅令の対象となり、放置地に対する取得時効期間が5年から3年に短縮されたことに示されている。さらに、この時代について忘れてはならないのは、以後のエジプト農業構造を決定づけた綿花ブームが60年代前半に到来したことである。こうして、それまでのパターンに経済的要因が追加され、イスマイルの時代に農民層分解の急速な進展がみられたことは、周知の事実である。

(7) 拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第23巻・第1号、昭和55年、8-13頁。

史料翻訳

〔I〕「1279年シャッワール月9日付、勅令第26号」⁽¹⁾

財務省あて勅令。その内容は以下の通り。故サイド・パシヤの治世、逃亡兵の家族および親族に対して、兵役逃亡の（連累）罰則として、彼らの土地、ヤシの木、収穫物を没収し、彼らの家屋を破壊する、という手続きがとられた。そして、これら没収物件は、彼らの他のすべての財産とともに売却され、その代金は、彼らに手渡されず、国庫に納入された。こうして、この手続きの結果、村落は荒廃し、住民の繁栄は失われ、住民たちは、それまで政府の保護のもとに享受していた居住の場と生活手段を奪われて、寄辺もないまま、住む場所と生活の糧を求めて各地に離散することとなった。〔4・4〕⁽²⁾

しかるに、現実には、彼ら自身は、こうした罰則を受けるべき逃亡兵の罪に加担したわけではない。そのため、以上の如き手続きを彼らに適用することは、正義と（エジプト総督閣下の）御慈悲に反することであり、臣民たちは、正しく秩序立った村落の繁栄と住民の安寧とを享受する資格をもっている。また、こうした手続きを正当化するような法律・法令もみあたらない。そして、このような事態を続けていると、住民と村落に対して極度の混乱と荒廃をもたらし、その責任のない者に対して不当な罰則を課すことになる。このことは我々の否定するところであり、エジプト総督閣下は、繁栄の基盤を提供することによって、臣民と国土の安寧を願っている。〔7・25〕

さて、以上の理由から、また、逃亡兵家族・親族から多くの陳情書が提出され、彼らに対する善処を願っていることに鑑み、この件に関して彼らが我々に申請している願いに答え、彼らの没収物件を返還し、かつて彼らが我々の保護のもとで享受していた幸福な居住と生活を与えることにした。そこで、彼らの願いに応じるために、各県に対して、彼らから没収された物件、売却などその処分状況の詳細を認めた報告書を提出するよう求めた。そして、こうした報告書のほとんどはすでに提出され、我々はその詳細を知るところとなり、そこから、この件に関して、住民たちが蒙った不当な扱いの実態が明らかになった。こうして、エジプト総督閣下は、以下に述べることに従って、手続きをとるよう決定された。〔11・17〕

〔一〕 県によって売却された土地、収穫物、ヤシの木、樹木、果実、不動産、建築資材、その他財産、家畜、農器具等々のうち、一部のものについては、その代金はすでに徴収され、他のものについては、徴収の過程にある。これらのうち、すでに購入者に引き渡された物件については、すべてその（本来の）所有者に返還される。その際、購入者によって支払われ

(1) *Dār al-Wathā'ig al-Qawmīya, daftar ragm 1902 awāmir 'arābī, al-amr al-karīm ragm 26.*

(2) 原文は段落なしの一続きの文章で書かれている。そのため、読み易くするために、適当な箇所て段落を設けた。〔・〕内の最初の数字は当該段落が何行目かを、第二の数字は何語目かを示している。なお、例えば、前置詞が独立して用いられている場合には、それを一語として数えたが、定冠詞、名詞、指示代名詞などと連結して用いられている場合には、それら単語群すべてを一語として数えた。

た代金は県から彼らに返済され、当該金額はアブアーディーヤ地勘定⁽³⁾で決済される。また、購入者が未だ代金の金額を支払っておらず、未納残高が購入者の借方勘定として記載されている場合には、(未納残高を差し引いた)代金額が国家によって負担される。以上の手続きは、当該物件が毀損しておらず、また、その本来の所有者がそれを受け取ることを了承する場合である。〔15・19〕

ところが、本来の所有者が、当該物件が毀損しているという理由からその受け取りを拒否する場合には、国庫に支払われた当該物件の代金、また、もし購入者に未納残高があるならば、この未納残高を含めた代金金額が、(本来の)所有者に支払われ、その金額は、すでに指摘した如く、国庫勘定でもって決済される。また、購入者が、そのすべてであれ一部であれ、かつての購入と引き渡しに固執し、当該物件の返還を拒否するか、あるいは、当該物件が消失するかその一部がすでに消費されてしまっている場合には、購入者は、競売によって取得した物件を返還する必要はない。この場合、当該売却物件代金額が本来の所有者に対して支払われるが、この金額は、すでに指摘したように、国庫勘定でもって決済される。〔19・11〕

ところで売却された物件が土地である場合、土地は住民にとって生計と幸福な居住のための手段であり、もし県知事が、購入者とのしかるべき方法と手続きともって、それを(本来の)保有者に返還させることができないならば、本来の土地保有者は、農業に従事し、そこから収入を得ることができなくなり、居住と生活の拠点を失うことになる。そのため、県知事は、売却された土地に代わる新たな土地を彼らに与えるために必要な措置をとらなければならない。この必要な措置とは、第一に、彼らが土地購入者として代替地取得を望む場合である。この場合、売却された彼らの土地代金額相当の、当該代替地購入代金が国庫から彼らに対して支払われるが、その際、(彼らの土地)購入者に未納残高があるならば、この未納残高は(当該購入者から)徴収される。そして、以上の決済は、すでに指摘したように、国庫勘定でもってなされる。次いで、第二に、彼らに対して、アブアーディーヤ地あるいは放棄地⁽⁴⁾のなかから、彼らがそこで農業に従事でき、かつ、(売却地の)見返りとしてその取得を望む国有地が与えられる場合である。この場合、彼らに与えられる土地は、時価換算して、売却された彼らの土地代金額相当の土地であり、彼らには、取得地の地味に見合った土地税が課せられる。〔25・8〕

さらに、もし彼らが上記二つの措置に合意せず、彼らの土地の売却代金を取得することを望む場合には、彼らがそれを幸福な生活のためによいと判断したのであり、また、取得代金によって(かつて土地から得ていた)彼らの用益は代償されるのであるから、彼らの望むよ

(3) アブアーディーヤ地とは、ムハンマド・アリーによる全国検地の対象から外された、そのほとんどが荒蕪地から構成される法的土地範疇。この種の土地は、開墾政策などのため、授与・賃貸等々の方法で処分されたが、その管理は、一般農民保有地(ハラージュ地)が国庫であったのに対して、年金支給を主たる業務としたルーズナーメ局によってなされた。

(4) 放棄地(al-matrūk)とは、1854年、1855年、1856年に公布された三つの勅令に基づいて、耕作者自らの意志によって耕作放棄された土地。

うに手続がとられてもかまわない。この場合、彼らに対して当該代金が支払われるが、国庫勘定記載の払い込み代金額は、かつて（当該地売却の際）そこに記載されたのであるから、国家によって負担され、また、購入者に未納残高があるならば、この未納残高は（購入者から）徴収され、（本来の）土地保有者に与えられる。こうして、もし未納残高が購入者の借方勘定として記載されているならば、当該未納残高は国庫勘定において決済される。〔28・2〕

破壊され、その建築資材は売却されたものの、その敷地はそのまま売却されずに残されている家屋については、これらの家屋は住民の住まいであり、彼らの生活の拠点であったものである。そして、もし居を構え、そこに定住する場所をみつけれないならば、彼らは生活を安定させることができない。そのため、県知事は、彼らに対して、破壊以前のような家屋を建設しなければならないが、その際売却建築資材の代金はいくらであったのか、また、その代金はすでに徴収されているか、あるいは未だ徴収の過程にあるか、について考慮すべきである。こうして、県知事は、家屋所有者と連絡をとりつつ、家屋建設のために経費を支出するが、この経費は、先に（建築資材売却代金が国庫に）払い込まれたのであるから、国家によって負担される。また、建築資材売却代金が（当該家屋）建設必要経費にみたなく、当該家屋を破壊以前と同じものにするためには追加経費が必要とされる場合には、所定の手続きをへた査定に基づいて、国庫からその追加経費を支出してもかまわない。そして、この追加経費は、エジプト総督閣下の御厚情をもって、国家によって負担される。〔33・8〕

〔二〕 競売の告示を受けたものの、未だ競売が実施されていない土地、庭園、樹木、果実、その他財産は、（競売）告示・売却の過程にあるその他すべての物件と同様、もしそれが毀損せず以前のまま残されているならば、そのままそっくり（本来の）所有者に返還される。〔34・26〕

〔三〕 没収され、1278年・1279年に国庫によって賃貸された土地については、当該地は今年の賃貸契約終了後、その（本来の）保有者に与えられる。また、国庫によって徴収された賃貸料は本来の土地所有者に与えられるが、その金額は、アブアーディーヤ地勘定で決済される。同時に、未納賃貸料がある場合、それは県によって徴収され、これもまた本来の土地保有者に与えられる。さらに、国庫勘定に記載されている（上記兩年以外の年における）賃貸料もまた、アブアーディーヤ地勘定で決済される。ところで、売却もされず、また、賃貸もされないまま耕作されている土地の場合、もしそれが本来の土地保有者によって耕作されているならば、当該地は、耕作のために彼らに返還される。また、もし本来の土地保有者が当該地を第三者に耕作させているならば、誰がそれを耕作しているかに関する県からの告示を待って、これら耕作者たちとの間に、経費・収穫物など農耕実施方法を取り決めに基いて手続がとられた後、当該地は、国庫には一片たりとも残されず、すべて（本来の）土地保有者に与えられる。〔40・3〕

〔四〕 没収されたものの、逃亡兵調査が終るまでの間、また、没収家畜の共同所有関係が明らかになるまでの間、競売告示が控えられている財産、土地、ヤシの木、家畜、農器具、収穫物等々については、そのすべてが、（本来の）所有者に返還される。また、現在実施され

ている調査に関して、もしそれが現行兵役規定に基づいた逃亡兵調査であるならば、その結果が軍務庁と県庁に報告されたうえで、しかるべき決定がなされる。しかし、この調査が前代における土地・財産没収実施過程についてであるならば、それは無視してもよい。そして、すべての当該物件の（本来の）所有者への授与は、当該県の知事によって、そして、こうした時に立ち会わねばならぬ村長、^{カーディー}判事出席のもとでなされ、また、この件に関して、規定に基づいて文書と証文がとりかわされる。〔44・23〕

さて、以上の諸手続き実施の結果生じる支払い金額は、国庫勘定に計上され、そこで決済されるため、この手続き実施に際しては、財務省の介入が必要とされる。この必要から、我々は、財務省関係者に対して、彼らとその規定を知り、実施し、さらに、当該手続きがとられる各県に対してそれを通達するために、現在までに各県から提出された報告書とともに、この勅令を公布した。と同時に、我々は、すでにこの件の伝達のため、上・下エジプト地方の視察官たちに対して、諸勅令を公布した。そして、以上は、エジプト総督閣下の御意である。〔48・3〕

〔追記〕 当該逃亡兵の所有する土地、家畜、不動産その他物件と、彼の家族・親族から没収した物件との間に区別がつけられない場合、逃亡の罪は逃亡した当の人間にあるのであって、彼が所有する財産その他物件にあるのではない。そのため、これら物件は、我々がこの勅令で命じた手続きの対象となり、当該物件没収を蒙った彼の親族・家族に引き渡される。こうして、この点につき、決定に基づいて手続きがとられるよう、註記しなければならない。

地方当局から現在までに提出された報告書総計の写し

ギルガ県				アシュート県			
キース キュルシュ フィッダ				家畜その他売却17物件、および1279年度賃貸地約70フェッダーンについて			
1279年度には2件の土地没収があり、その面積13フェッダーンは賃貸され、家畜その他付属物件は売却された。以上の土地賃貸料、売却物件代金は、土地税徴収後、国庫にて決済された。							
売却物件				キース キュルシュ フィッダ ⁽⁵⁾			
キース キュルシュ フィッダ				国庫決済	18	481	18
徴収済 3 23 23				未決済	13	405	7
未徴収 3 14 23					32	386	25
競売されたものの、引き渡し				以上は、ヤシの木、家畜、不動産建築資材、農器具、不動産、銅その他物件の売却代金額である。また、1279年度における没収地は約70フェッダーンであった。			
が完了していない物件							
1279年度賃貸地、およびヤシの木その他付属物件。ただし、これらは、その所有者が家畜共同所有者か債務者であるため、いまだ売却されていない。							

(5) 1キース=500キュルシュ。1キュルシュ=40フィッダ。

農器具	穀物	家畜
5件	7 + $\frac{17}{24}$	7件			
アルデブ					
ヤシの木	土地	(6)			
28 + $\frac{9}{24}$ + $\frac{8}{576}$	54 + $\frac{15}{24}$ + $\frac{16}{576}$	フェッダーン			
フェッダーン	フェッダーン		12	451	15

ギザ県

	キース	キュルシュ	フィッダ		
1278年度賃貸地	9 + $\frac{19}{24}$ + $\frac{20}{576}$	フェッダ	4	456	26
ー賃貸料・					
国庫決済済み売却家畜・農器具(1件)	1		187		2
代金			6	143	28

ブハラ県

	キース	キュルシュ	フィッダ		
売却地	325 + $\frac{23}{24}$ + $\frac{16}{576}$	フェッダーン			
の代金					
	キース	キュルシュ	フィッダ		
決済	92	17	37		
未決済	339	90	26	431	108
					23
家畜その他売却物件代金					
	キース	キュルシュ	フィッダ		
決済	20	430	39		
未決済	26	12	...	46	442
					39
賃貸その他で与えられた土地					
	フェッダーン				
1279年度賃貸地	28 + $\frac{23}{24}$ + $\frac{12}{576}$				
1263年に賃貸された土地	28				
	56 + $\frac{23}{24}$ + $\frac{12}{576}$	
				478	51
					22
					没収対象件数: 8

ダカフリーヤ県

	キース	キュルシュ	フィッダ		
家畜, 財産, 綿その他物件					
	キース	キュルシュ	フィッダ		
国庫決済	33	176	28		
徴収されたが未決済	8	1	10	41	177
				41	177
					38
その所有者から押収され, 国庫の管理下に置かれたものの, いまだ小作に出されていない土地, 樹木		
樹木	フェッダーン				
73本	13 + $\frac{1}{24}$ + $\frac{20}{576}$				

カリュビーヤ県

	キース	キュルシュ	フィッダ		
庭園, 樹木, 揚水車(サーキャ)とともに競売告示されたが, 現時点においていまだ落札されていない土地	342	92	20		
93 + $\frac{13}{24}$ + $\frac{16}{576}$					
国庫未決済・家畜, 穀物その他物件	57	46	25		
売却代金					
購入者の希望から伐採過程にある樹木から採集されたオレンジ	50		
売却過程にある収穫物2件		
	449	139	5		
	キース	キュルシュ	フィッダ		
未決済・家畜その他財産売却代金	57	46	25		

(6) フェッダーンの端数は, 特殊な文字によって, また, 特殊な進法によって表現されている。そのため, ここでは, こうして表現された端数をキーラート, サハムに換算して表記した。1 フェッダーン = 24 キーラート。1 キーラート = 24 サハム。従って, 例えば, $54 + \frac{15}{24} + \frac{16}{576}$ は, 54 フェッダーン, 15 キーラート, 16 サハムを意味する。

競売告示されたが、現在いまだ落札されていない物件	392	92	20	449	139	5
				449	139	5

差押えられたものの、県による逃亡兵調査が現在完了していないために、競売告示のなされていない物件
 收穫物
 エジプト綿 穀物 土地 家畜 農器具 家屋
 320トン 33 + $\frac{13}{24}$ 7 + $\frac{13}{24}$ 13件 2件 2件
 アルデブ フェッダーン

その土地・不動産について現在調査が実施されているが、いまだその結果が出ていない調査対象逃亡兵数：3名

ミニヤ県

	キース	キュルシュ	フィッダ
国庫決済・売却家畜、農器具代金	7	484	20
土地			
フェッダーン			
土地没収以前その所有者によって耕作され、現在、いまだ賃貸もされず、売却もされていない土地	13 + $\frac{1}{24}$ + $\frac{8}{576}$		
土地没収以前、その一部は土地所有者によって耕作されていたが、他は村長に、耕作と收穫物管理を委託されていた土地	5 + $\frac{2}{24}$ + $\frac{12}{576}$		
1279年度に賃貸された土地	18 + $\frac{15}{24}$ + $\frac{12}{576}$		
	36 + $\frac{19}{24}$ + $\frac{8}{576}$		

以上の総計

賃貸されたものの、報告書での賃貸料が明らかにされていない土地	競売告示されたものの、いまだ落札されていない物件代金			押収地賃貸料			土地その他物件売却代金		
	フェッダーン	キース	キュルシュ	フィッダ	キース	キュルシュ	フィッダ	キース	キュルシュ
200 + $\frac{6}{24}$ + $\frac{16}{576}$	396	3	27	7	458	28	624	372	18
200フェッダーン、6キース、16サハム也。	396キース、3キュルシュ、27フィッダ也。	7キース、458キュルシュ、28フィッダ也。			624キース、372キュルシュ、18フィッダ也。				
没収以前、耕作されていた土地	押収されたものの、いまだ何らの処分もされていない物件。これは、上記した如く、ギルガ県、ダカフリーヤ県、カリュービーヤ県においてみられるものである。								
フェッダーン	件数								
18 + $\frac{3}{24}$ + $\frac{20}{576}$	512								
18フェッダーン、3キース、20サハム也。	512件也。								

以上は、逃亡兵およびその親族の財産、土地、樹木に関して、財務省あてに公布された勅令とともに通達されるが、その内容は、この勅令が公布されるまでに各地方から提出された報告書の記述に基づいている。そして、こうした報告書の内容総計は、上記した通りである。1279年シャッワール月9日。

〔Ⅱ〕「1279年シャッワール月12日付、勅令第30号」⁽⁷⁾

財務省あて勅令。その内容は以下の通り。故サイド・パシヤの治世、各県あてに諸勅令が公布され、離村し、土地を放置した住民は、その放置地について、土地法の規定に基づいて手続きをとられる旨申し渡された⁽⁸⁾。すなわち、離村者が離村後5年以内に帰村するならば、土地は彼らに戻される。この場合、(現在までに離村後すでに5年が経過しているとしても)ただちに帰村する必要はないものの、帰村までの猶予期間は1カ月のみである。しかし、もし離村者が5年以上に亘って帰村しない場合には、彼らの保有地は売却され、その代金は国庫に納入される。ただし、これは、離村が耕作期以外の時期になされた場合であって、もし住民が耕作期に離村した場合には、たとえ彼が5年以内に帰村したとしても、土地は彼に与えられることなく、競売によって売却される。〔4・23〕

さて、こうした次第であるから、これまでに多くの放置地が没収され、国庫に売却されたため、(多くの)離村者は、たとえ帰村したとしても、土地を失うことになった。こうして、以上の手続きが継続してなされた結果、住民は離散し、それまで政府の保護のもとに享受していた居住の場と生活手段を奪われて、身を寄せ、生計を立てるための拠点を失うこととなった。そのため、この件に関して、没収された土地の規模を知るために、各県に対して報告書の提出を求めたが、その一部はすでに閣議に提出され、他も提出の途上にある。こうして、これら報告書によって、没収され、すでに売却されたか、あるいは売却の過程にある土地の規模が知られることとなった。〔8・13〕

ところで、エジプト総督閣下は慈悲に富み、恵み深いところから、必要な措置を講じることによって、住民が彼らの住まいで生計を立て、我々の国土において彼らが享受する資格をもつ幸福な居住と生活を獲得することを望まれた。というのも、こうした措置を講じることによって、正しく秩序立った村落の繁栄と臣民の安寧が導かれ、また、臣民の繁栄と豊饒の基盤を乱すことは、我々の本意ではないからである。こうして、エジプト総督閣下は、県によって売却された土地に関して、もし県が購入者と本来の土地保有者との間をしかるべき方法と手続きとでもってとりもち、購入者の合意のもとで、(本来の)保有者に返還することが可能ならば、当該地を差し押さえ、(本来の)保有者に与えるよう決定した。その際、当該地売却代金は、かつて国庫によって取り決められた金額に基づいて、国家によって負担され、国庫から(購入者に対して)支払われる。〔13・4〕

もし購入者が土地の返還に同意しない場合には、彼らは取り決めに基づいて土地を取得し、また、彼らへの土地引き渡しは故サイド・パシヤによって公布された諸勅令に基づいてなされたことに鑑み、購入者は土地を返還する必要はない。しかし同時に、本来の土地保有者

(7) Dār al-Wathā'ig al-Qawmīya, *daftar ragm* 1902 *awāmir ʿarabi, al-amr al-karīm ragm* 30.

(8) ここで土地法とは、1858年に公布されたサイド法。この法律全文の翻訳は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」pp. 133-79。離村者規定がみられるのは、同法律第7条。

が農業に従事できず、そこからの収入を奪われる事態にでもなれば、彼らは居住と生活のための拠点を失うことになる。そのため、県知事は、売却された土地に代わる新たな土地を彼らに与えるために必要な措置をとらなければならない。この必要な措置とは、第一に、彼らが土地購入者として代替地取得を望む場合である。この場合、売却された彼らの土地代金額相当の、当該代替地購入代金が国庫から彼らに対して支払われ、アブアーディーヤ地勘定で決済される。次いで、第二に、彼らに対して、アブアーディーヤ地あるいは放棄地のなかから、彼らがそこで農業に従事でき、かつ、その取得を望む国有地が与えられる場合である。この場合、彼らに与えられる土地は、時価換算して、売却された彼らの土地代金額相当の土地であり、彼らには、取得地の地味に見合った土地税が課せられる。〔18・18〕

さらに、もし彼らが上記2つの措置に合意せず、彼らの土地の売却代金を取得することを望む場合には、彼らがそれを自らの幸福な生活のためによいと判断したのであり、また、取得代金によって（かつて土地から得ていた）彼らの用益は代償されるのであるから、彼らの望むように手続きがとられてもかまわない。この場合、彼らに対して当該代金が支払われるが、国庫勘定記載の払い込み代金額は、かつて（当該地売却の際）そこに記載されたのであるから、国家によって負担され、また、購入者が未だ当該代金を全額支払っていない場合には、この未納残高は（購入者から）徴収され、これもまた（本来の）土地保有者に与えられる。こうして、もし未納残高が購入者の借方勘定として記載されているならば、当該金額は（本来の）土地保有者に与えられたのであるから、この未納残高は国庫勘定において決済される。〔21・21〕

さて、競売において落札されたものの、未だ金銭の授受がなされていない没収地については、彼らが在村している限り、当該地は（本来の）保有者に与えられる。その際、すべての当該物件の（本来の）保有者への授与は、当該県の知事によって、そして、こうした時に立ち会わねばならぬ村長、^{カニア}判事出席のもとでなされ、また、この件に関して、規定に基づいて文書と証文がとりかわされる。このように、土地授与が、離村者の在村とその他必要な手続きを待って成立するというのも、この規定が、法令によって土地を没収されたものの、すでに帰村し、土地を請求しているか、あるいは、今後土地法が定めている5年が経過するまでに帰村し、（土地を請求するであろう）離村者に関する法規であるからにはほかならない。ともかく、こうして、先に指摘したような、未だ（土地引き渡しにともなう）金銭授受がなされていない没収地については、その（本来の）保有者が在村していない限り、彼の土地は売却されず、土地法の規定に基づいて手続きがとられることになる。〔26・15〕

さて、以上の諸手続き実施の結果生じる支払い金額は、国庫勘定に計上され、そこで決済されるため、この手続き実施に際しては、財務省の介入が必要とされる。この必要から、我々は、財務省関係者に対して、彼らとその規定を知り、実施し、さらに、当該手続きがとられる各県に対してそれを通達するために、現在までに各県から提出された報告書とともに、この勅令を公布した。と同時に、我々は、すでにこの件の伝達のため、上・下エジプト地方の視察官たちに対して、諸勅令を公布した。そして、以上は、エジプト総督閣下の御意であ

る。〔29・19〕

〔追記〕

さて、土地が売却されるについては、以下の2つの方法でなされた。第一は、現金によるものであり、第二は、当時の評価額に基づいた手形によるものである。ところで、当該売却代金の（本来の土地保有者への）払い戻しとその国庫勘定での決済は、この勅令の本文で明記したように、各県によってなされるのであるが、その際、現金と手形の違いを云々してはならず、県に振り出された手形証書の表示代金額は、（現金による代金額と等価であり、手形による支払いは、）現金による支払いとみなされる⁽⁹⁾。このため、エジプト総督閣下の御意にそうよう、財務省から各県あての告示のなかで、この点を明確にするため、註記しなければならない。〔37・22〕

〔追々記〕我々は、住民に対する恵み深き配慮から実施すべき必要事項として、以下の2点に気がついた。第1事項。離村者の土地が売却された時点から今日までに、売却時を基準として、地価が上昇していることは疑いない。そこで、すでに帰村している、あるいは、今後帰村するであろう離村者が、彼の（売却）地と似通った地味をもつ代替地を購入する場合、当然のことながら、彼の土地の売却代金額では、同じ面積の代替地を購入することは不可能である。その結果、本来の土地保有者の保有地面積は減少せざるをえないが、こうした事態を許すならば、本来の土地保有者に対して不誠実を働くことになる。そのため、エジプト総督閣下は、慈悲に富み、恵み深いところから、離村者に売却される（代替）地が、彼がかつて保有していた土地と似通った地味をもち、かつ、それと同じ面積でなければならない、と決定された。こうして、もし（代替地）購入代金が（本来の土地保有者の）土地売却金額を上回るならば、その差額は県によって支払われ、エジプト総督閣下の御厚情をもって、国庫勘定によって決済されることになる。第2項。先に指摘したように、（離村者に対して）放棄地あるいはアブアーディーヤ地のなかから、土地が与えられることになるが、こうした代替地として与えられる土地として、上記2種類の土地のほか、増加地⁽¹⁰⁾を含め、住民の用益を考慮して、この種の土地のなかからも、（離村者に対して）土地を与えることが認められる。ところで、以上2項目についての規定は、我々が財務省関係者に対して1279年シャッワール月9日付勅令第26号として公布した勅令のなかで言及されている。逃亡兵関連の土地に関してもまた同じく適用される⁽¹¹⁾。このため、各県知事に、エジプト総督閣下の御意の如く手続きをとるよう通達するために、この点に関して註記しなければならない。

(9) 当時、この種の手形（*warag al-hawālāt*）は年金の支給にも使用されており、広範に流通していたようである。この事実は、当時における国庫窮乏以上に、流通貨幣絶対量の不足を示しているように思われる。

(10) 増加地（*ziyādāt al-misāha*）とは、不法な隠匿地を含めた、村落内で新たに発見された土地。

(11) その内容については、[I]「1279年シャッワール月9日付、勅令第31号」翻訳を参照のこと。

フェッダーン キース	キュルシュ	ファイダ	札者はそれを占有した。 後に勅令が公布され、 土地譲渡税支払いによ る土地授与は中止され た。しかし、落札者は 引き続き当該地の占有 者であり、この土地は 1277年に彼の名義で租 税台帳に登録され、土 地税が支払われている。
現金による	$4 + \frac{10}{24} + \frac{20}{576}$	10 113 18	
手形による	$47 + \frac{14}{24} + \frac{16}{576}$	28 394 18	
総計	$52 + \frac{1}{24} + \frac{12}{576}$	39 7 36	
先に指摘した如く、県からの指示で総計から 遊牧民の土地を差引く。			8
	$41 + \frac{16}{24} + \frac{4}{576}$	16 160 ...	
フェッダーン キース キュルシュ ファイダ			11
	$10 + \frac{9}{24} + \frac{8}{576}$	22 347 36	

フェッダーン	キース	キュルシュ	ファイダ
現金および手形による売却地	$514 + \frac{21}{24}$	34	26
先に、ファイユーム県の明細で記したように、 差押えられただけで売却されていない土地	11
この数字には、先述した、土地法に基づいて 手続きがとられるよう告示されたミニア県の 土地を含まない。		$525 + \frac{21}{24}$	34 26
		369キース, 34キュルシュ, 26ファイダ	
		525フェッダーン, 21キアラート他。	

この報告書総計は、各地方から現在までに提出された報告書記述に基づいて作成され、その決定に従って手続きがとられるよう、財務省あて、1279年ジャワフル月21日に公布された勅令とともに通達された。

(12) 土地譲渡文書税 (rasm) とは、土地保有権の移転、とりわけ国家からの土地授与にともなう税金。ここで、土地譲渡文書税の値を競う競売とは、取得希望者の多い近郊の土地を対象とした競売であると思われる。この点については、サイド法第27条を参照のこと。
 (13) サイドの時代、定住遊牧民の広範な離村と反乱がみられた。現在筆者は、カイロ・エジプト国立文書館(Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya)において、19世紀中葉エジプト農村社会に関する史料収集に従事し、その一環として、遊牧民反乱に関する文書に注目している。こうした文書に基づく筆者の研究成果は、追って公表する予定である。(1984年1月8日脱稿、在カイロ)

TWO DECREES OF 1863 RELATED TO THE PROCESS OF
THE DISPOSSESSION OF LAND BELONGING
OF EGYPTIAN PEASANTS IN THE MID-NINETEENTH CENTURY

Hiroshi KATO

The combination of the following two factors is the most notable characteristic of the process of the dispossession of land belonging to the peasants in the middle of the nineteenth century in Egypt, which led to the expansion of the big estate system. The first of these factors was the establishment of private land ownership through a series of laws and regulations related to the landholding system, especially the Sa'īd Land Law of 1858. The second was the extortion exacted from the peasants by the Egyptian government in the form of, for example, heavy taxes and the recruitment of farmers for public works and military service, resulting in the ruin of the peasant household economy and the consequent flight of the peasants from the villages.

The aim of this article is to introduce, with an annotated translation, two decrees issued in 1863 immediately after the accession of 'Ismā'īl to the throne, in order to substantiate the above-mentioned characteristic in the history of the Egyptian landholding system. The purpose of the decrees was to resolve the confusion in the landholding system that resulted from certain laws and regulations enacted by Sa'īd Pasha; that is, the Decree of 9 Shawwal 1279 A.H. (30 March, 1863) and the Decree of 12 Shawwal 1279 A.H. (2 April, 1863). The first was concerned with a multiple penalty consisting of the confiscation of property including land, and the destruction of the houses of families and relatives of deserters from military service. The second dealt with the provisions, stated in the seventh clause of the Sa'īd Land Law, for the confiscation of the land left behind, and remaining uncultivated for more than five years, by the peasants who had fled their villages.